

本部長指示事項

- 1 屋内市民利用施設の休館や市主催等のイベントの中止・延期について、準備が整い次第、実施すること。
また、市民の皆様には、丁寧な説明を行うこと。
- 2 各局区は、昼夜を問わず不要不急の外出自粛について、引き続き周知を行うこと。
- 3 増加している自宅療養者に対し、引き続き健康観察等により、療養者の状況を把握し適切な対応を行うこと。併せて、各局区は保健所の業務に全庁をあげて協力すること。